

(平成30年12月25日)

西宮市規則第23号

西宮市まちなみまちづくり基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市まちなみまちづくり基本条例(平成30年西宮市条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり構想 地区計画及び景観重点地区の制度並びにまちづくり協定の活用の際し、地区住民等及び事業者が構想する地区の将来像等をまとめたものをいう。
- (2) 基本構想 西宮市議会の議決すべき事件に関する条例(昭和24年西宮市条例第46号)第1条第1号に規定する基本構想をいう。
- (3) 基本計画 西宮市議会の議決すべき事件に関する条例第1条第2号に規定する基本計画をいう。
- (4) 都市計画マスタープラン 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する基本方針をいう。

(関係条例)

第3条 条例第6条に規定するまちづくりに関する条例は、次に掲げる条例とする。

- (1) 西宮市文教地区建築条例(昭和47年西宮市条例第57号)
- (2) 西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例(昭和60年西宮市条例第51号)
- (3) 西宮市駐車施設附置条例(平成5年西宮市条例第8号)

- (4) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成11年西宮市条例第74号）
 - (5) 開発事業等に係る紛争調整に関する条例（平成11年西宮市条例第75号）
 - (6) 開発許可に関する都市計画法施行条例（平成13年西宮市条例第46号）
 - (7) 西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成15年西宮市条例第50号）
 - (8) 西宮市臨海産業地区建築条例（平成16年西宮市条例第3号）
 - (9) 旅館業、風俗営業及び店舗型風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例（平成16年西宮市条例第5号）
 - (10) 西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年西宮市条例第69号）
 - (11) 西宮市酒蔵地区建築条例（平成18年西宮市条例第56号）
 - (12) 西宮市災害拠点医療地区建築条例（平成18年西宮市条例第57号）
 - (13) 西宮市甲子園球場地区建築条例（平成18年西宮市条例第58号）
 - (14) 西宮市屋外広告物条例（平成19年西宮市条例第31号）
 - (15) 西宮市都市景観条例（平成21年西宮市条例第8号）
 - (16) 西宮市住宅宿泊事業法施行条例（平成29年西宮市条例第70号）
- （まちづくり団体の要件）

第4条 条例第8条に規定するまちづくり団体は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 対象地区のまちなみ及び住環境の保全及び形成を目的に活動する団体であること。
- (2) 対象地区の地区住民等により構成され、かつ、規約等が整備されていること。
- (3) 当該団体の活動が地区住民等の大多数の支持を得ていること。
- (4) 対象地区で行われるまちづくりに関する情報を地区住民等に周知することがで

きること。

(まちづくり協定の認定の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、まちづくり協定認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) まちづくり協定書
- (2) 対象地区の区域を示す図書
- (3) まちづくり構想を記載した書類
- (4) まちづくり協定の策定に当たり、地区住民等に対し周知した内容を示す書類
- (5) まちづくり協定の策定に係る地区住民等による協議内容を示す書類
- (6) その他市長が必要と認める図書

(まちなみガイドライン)

第6条 条例第9条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の区画又は形質の変更に関する事項
- (2) 建築物及び工作物の形態又は意匠に関する事項
- (3) 外構整備又は緑化に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、まちなみ及び住環境の保全及び向上に資する事項として市長が必要と認める事項

2 まちづくり協定には、2以上のまちなみガイドラインを定めるものとする。

(まちづくり協定の要件)

第7条 条例第9条第4項及び第5項（これらの規定を条例第13条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 対象地区の区域がおおむね0.5ヘクタール以上の一体的な区域であること。
- (2) まちづくりに関する法令及び第3条各号に掲げる条例に規定する目的又は趣旨

に反しないこと。

(3) 基本構想、基本計画及び都市計画マスタープランに即したものであること。

(4) まちづくり協定の対象となる土地若しくは建築物等の利用を不当に制限し、又は特定の行為に反対するものでないこと。

(まちづくり協定の不認定の通知)

第8条 条例第9条第5項（条例第13条第2項により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知は、まちづくり協定不認定通知書により行うものとする。

(まちづくり協定運営団体の認定の申請)

第9条 条例第10条第2項の規定による申請は、まちづくり協定運営団体認定申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) まちづくり協定運営団体の規約

(2) まちづくり協定運営団体の役員名簿

(3) まちづくり協定運営団体の活動区域を示す図書

(4) まちづくり協定の運営方法及び管理方法を示す書類

(5) まちづくり協定運営団体を組織したことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める図書

(まちづくり協定運営団体の要件)

第10条 条例第10条第3項及び第4項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 運営し、及び管理しようとするまちづくり協定が、市長の認定を受けていること。

(2) まちづくり団体の組織の内部に設置され、又はまちづくり団体と連携し、及び情報の共有が適切に行われていること。

(3) まちづくり協定を適切に運営し、及び管理する体制が確保されていること。

(4) 市及び協議対象者と適切に連絡及び協議ができること。

(まちづくり協定運営団体の不認定の通知)

第11条 条例第10条第4項の規定による通知は、まちづくり協定運営団体不認定通知書により行うものとする。

(まちづくり協定運営団体の認定内容の変更)

第12条 条例第10条第5項の規定による届出は、まちづくり協定運営団体認定内容変更届出書により行わなければならない。

(まちづくり協定運営団体の廃止)

第13条 条例第11条第1項第2号の申出は、まちづくり協定運営団体廃止申出書により行わなければならない。

(まちづくり協定の変更)

第14条 条例第13条第1項の規定による変更の申請は、まちづくり協定変更申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 変更後のまちづくり協定書

(2) まちづくり協定の変更に当たり、地区住民等に対し周知した内容を示す書類

(3) まちづくり協定の変更に対する地区住民等の意見を集約した書類

(4) その他市長が必要と認める図書

(まちづくり協定の廃止)

第15条 条例第13条第1項の規定による廃止の申請は、まちづくり協定廃止申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) まちづくり協定の廃止に当たり、地区住民等に対し周知した内容を示す書類

(2) まちづくり協定の廃止に対する地区住民等の意見を集約した書類

(3) その他市長が必要と認める図書

(協議内容の報告)

第16条 条例第14条第2項の規定による報告（以下この条において「報告」という。）

は、まちづくり協定協議内容報告書により行わなければならない。

2 報告は、開発事業等におけるまちづくりに関する条例第14条第1項又は第2項本文

（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出までに行わなければ

ならない。ただし、同条例第2条第6号の小規模開発事業を行おうとする者が行う報告に

ついて、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、協議対象行為に着手するまでに

行うことができる。

(公表)

第17条 条例第14条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項を市長が適当と認め

る方法により行うものとする。

(1) 協議対象行為を行おうとする位置

(2) 報告対象者の氏名又は名称

(3) 報告対象者から委任を受けた者の氏名及び住所又は事務所の所在地（法人にあつ

ては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。